

令和 8 年度

国営土地改良事業地区調査
渡良瀬川沿岸地区太田頭首工湧水調査その他業務

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	令和8年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区太田頭首工湧水調査その他業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書（案）によるものとする。
(目 的) 第1-2条	本業務は、太田頭首工において、湧水調査、機能診断調査、耐震照査及び耐震対策の検討を実施するものである。
(場 所) 第1-3条	本業務において対象となる位置は、群馬県桐生市地内で、別添位置図に示すとおりである。
(土地への立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
(低入札価格契約における第三者照査) 第1-5条	1 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2) 関東農政局において、令和7・8年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争参加資格の認定を受けていること。 (3) 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ア 資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある イ 人的関係 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者 4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

項 目	内 容														
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第 1-6 条	また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備 等														
(一般事項) 第 1-7 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図る。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 (3) 現地調査にあたっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意するものとする。 (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 (5) 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。														
(管理技術者) 第 1-8 条	管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農 業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する学術部門</td><td>－</td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table> 2 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農 業	農業土木、農業農村工学	博士	当該業務に関連する学術部門	－	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													
	農 業	農業土木、農業農村工学													
博士	当該業務に関連する学術部門	－													
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－													

項 目	内 容														
(照査技術者) 第 1-9 条	1 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農 業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する学術部門</td><td>－</td></tr><tr><td>シビルコンサルティン グマネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table> 2 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。 ① 業務実施計画作成時 ② 耐震照査に係る基本条件設定及び機能診断調査計画策定段階 ③ 付帯施設対策検討結果とりまとめ段階 ④ 機能診断調査結果及び耐震照査結果取りまとめ段階 ⑤ 点検・取りまとめ段階 ⑥ その他、監督職員が指示した場合 3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農 業	農業土木、農業農村工学	博士	当該業務に関連する学術部門	－	シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木	－
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													
	農 業	農業土木、農業農村工学													
博士	当該業務に関連する学術部門	－													
シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木	－													
(担当技術者) 第 1-10 条	担当技術者は共通仕様書第 1-8 条によるものとする。														
(配置技術者の確認) 第 1-11 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。														
(保険加入) 第 1-12 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。														

項 目	内 容																																																
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条	この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>1</td><td>「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」」及び「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」 技術書」</td><td>農林水産省農村振興局整備部設計課</td><td>令和6年3月</td></tr><tr><td>2</td><td>土地改良事業設計指針「耐震設計」</td><td>(公社)農業農村工学会</td><td>平成27年5月</td></tr><tr><td>3</td><td>道路橋示方書・Ⅴ耐震設計編</td><td>(公社)日本道路協会</td><td>平成24年3月</td></tr><tr><td>4</td><td>鋼構造物計画設計技術指針（水門扉編）</td><td>(一社)農業土木事業協会</td><td>平成21年11月</td></tr><tr><td>5</td><td>河川構造物の耐震性能照査指針・解説</td><td>国土交通省水管理・国土保全局治水課</td><td>令和2年2月</td></tr><tr><td>6</td><td>ダム・堰施設技術基準（案）（平成28年3月改正）「基準解説編・設備計画マニュアル編」</td><td>(一社)ダム・堰施設技術協会</td><td>平成28年3月</td></tr><tr><td>7</td><td>ダム・堰施設検査要領（案）（同解説）</td><td>(一社)ダム・堰施設技術協会</td><td>平成22年1月</td></tr><tr><td>8</td><td>ダム・堰施設技術基準（案）基準解説編・マニュアル編(平成28年3月改正)</td><td>(一社)ダム・堰施設技術協会</td><td>平成28年3月</td></tr><tr><td>9</td><td>農業水利施設の機能保全の手引き</td><td>農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室</td><td>令和5年4月</td></tr><tr><td>10</td><td>農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」</td><td>農林水産省農村振興局整備部設計課</td><td>令和7年6月</td></tr><tr><td>11</td><td>農業水利施設の長寿命化のための手引き</td><td>農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室</td><td>平成27年11月</td></tr></table> ※ 農業水利施設の機能保全の手引きは、https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/sutomane/index.html より入手可能。	番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」」及び「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」 技術書」	農林水産省農村振興局整備部設計課	令和6年3月	2	土地改良事業設計指針「耐震設計」	(公社)農業農村工学会	平成27年5月	3	道路橋示方書・Ⅴ耐震設計編	(公社)日本道路協会	平成24年3月	4	鋼構造物計画設計技術指針（水門扉編）	(一社)農業土木事業協会	平成21年11月	5	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	国土交通省水管理・国土保全局治水課	令和2年2月	6	ダム・堰施設技術基準（案）（平成28年3月改正）「基準解説編・設備計画マニュアル編」	(一社)ダム・堰施設技術協会	平成28年3月	7	ダム・堰施設検査要領（案）（同解説）	(一社)ダム・堰施設技術協会	平成22年1月	8	ダム・堰施設技術基準（案）基準解説編・マニュアル編(平成28年3月改正)	(一社)ダム・堰施設技術協会	平成28年3月	9	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室	令和5年4月	10	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」	農林水産省農村振興局整備部設計課	令和7年6月	11	農業水利施設の長寿命化のための手引き	農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室	平成27年11月
番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月																																														
1	「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」」及び「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」 技術書」	農林水産省農村振興局整備部設計課	令和6年3月																																														
2	土地改良事業設計指針「耐震設計」	(公社)農業農村工学会	平成27年5月																																														
3	道路橋示方書・Ⅴ耐震設計編	(公社)日本道路協会	平成24年3月																																														
4	鋼構造物計画設計技術指針（水門扉編）	(一社)農業土木事業協会	平成21年11月																																														
5	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	国土交通省水管理・国土保全局治水課	令和2年2月																																														
6	ダム・堰施設技術基準（案）（平成28年3月改正）「基準解説編・設備計画マニュアル編」	(一社)ダム・堰施設技術協会	平成28年3月																																														
7	ダム・堰施設検査要領（案）（同解説）	(一社)ダム・堰施設技術協会	平成22年1月																																														
8	ダム・堰施設技術基準（案）基準解説編・マニュアル編(平成28年3月改正)	(一社)ダム・堰施設技術協会	平成28年3月																																														
9	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室	令和5年4月																																														
10	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」	農林水産省農村振興局整備部設計課	令和7年6月																																														
11	農業水利施設の長寿命化のための手引き	農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室	平成27年11月																																														
(作業条件) 第2-2条	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工法計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 本業務にて耐震照査を行う太田頭首工の施設の重要度区分は、AA種とする。 (4) レベル1地震動の頭首工の構成要素ごとの耐震性能は「健全性を損なわない」とする。また、レベル2地震動の耐震性能は「限定された損傷に留める」とする。また、過年度に検討した地震動を用いて耐震性能を照査するものとする。 (5) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工法計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (6) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (7) 施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員と日程調整を行うものとする。なお、渡良瀬川の非出水期は11月1日から翌5月31日までとなっている。 ・太田頭首工 施設管理者 栃木県及び群馬県 ・太田頭首工 施設操作者 渡良瀬川中央土地改良区連合 (8) 調査対象施設において、作業上支障となる状態が発生した場合や新たに仮設等が必要となった場合は、監督職員と協議する。 (9) 現地作業を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。 (10) 調査の実施に際して、河川管理者及び道路管理者との連絡調整が必要となった																																																

項 目	内 容																																																
(主要施設及び対象施設) 第 2-3 条	場合は、発注者側で実施する。 本業務の対象となる施設は、別紙 1 【調査対象施設諸元一覧表】のとおりである。																																																
(貸与資料) 第 2-4 条	貸与資料は、次のとおりである。 また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸 与 資 料</th><th>数 量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業誌 渡良瀬川 (S59 年 9 月)</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>渡良瀬川沿岸地区 工事出来形図面</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>調査報告書 渡良瀬川沿岸地質調査 (昭和 42 年 3 月)</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>土質調査報告書 渡良瀬川沿岸地区頭首工地質調査 (昭和 46 年)</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>昭和 48 年 関東農政局渡良瀬川沿岸農業水利事業 太田頭首工設計業務 報告書(その 1 水利・構造計算書)</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>昭和 48 年 関東農政局 渡良瀬川沿岸農業水利業務 太田頭首工設計業務報告書 (その 2, 添付図面)</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>昭和 50 年 関東農政局渡良瀬川沿岸農業水利事業 太田頭首工揚水試験業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>14_S50 関東農政局 渡良瀬川沿岸農業水利事業 太田頭首工設計業務報告書 (その 1) 水理, 構造計算書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>15_S51 関東農政局渡良瀬川沿岸農業水利事業 太田頭首工地質調査</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>16_S51 太田頭首工工事 本体工 (土工～完成) 写真集</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 16 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 太田頭首工ほか施設機能診断業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 27 年度 国営施設機能保全事業 渡良瀬川沿岸地区長寿命化計画書作成その他業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 27 年度 国営施設機能保全事業 渡良瀬川沿岸地区施設耐震診断業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 31 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域整備構想検討業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域施設機能診断業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農施設整備構想検討業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域施設機能診断業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農計画及び施設整備構想検討その他業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 6 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 渡良瀬川沿岸地区邑楽頭首工等耐震照査業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 6 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域用水計画 (案) 検討その他業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> </tbody> </table>	貸 与 資 料	数 量	事業誌 渡良瀬川 (S59 年 9 月)	1 式	渡良瀬川沿岸地区 工事出来形図面	1 式	調査報告書 渡良瀬川沿岸地質調査 (昭和 42 年 3 月)	1 式	土質調査報告書 渡良瀬川沿岸地区頭首工地質調査 (昭和 46 年)	1 式	昭和 48 年 関東農政局渡良瀬川沿岸農業水利事業 太田頭首工設計業務 報告書(その 1 水利・構造計算書)	1 式	昭和 48 年 関東農政局 渡良瀬川沿岸農業水利業務 太田頭首工設計業務報告書 (その 2, 添付図面)	1 式	昭和 50 年 関東農政局渡良瀬川沿岸農業水利事業 太田頭首工揚水試験業務 報告書	1 式	14_S50 関東農政局 渡良瀬川沿岸農業水利事業 太田頭首工設計業務報告書 (その 1) 水理, 構造計算書	1 式	15_S51 関東農政局渡良瀬川沿岸農業水利事業 太田頭首工地質調査	1 式	16_S51 太田頭首工工事 本体工 (土工～完成) 写真集	1 式	平成 16 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 太田頭首工ほか施設機能診断業務 報告書	1 式	平成 27 年度 国営施設機能保全事業 渡良瀬川沿岸地区長寿命化計画書作成その他業務 報告書	1 式	平成 27 年度 国営施設機能保全事業 渡良瀬川沿岸地区施設耐震診断業務 報告書	1 式	平成 31 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域整備構想検討業務 報告書	1 式	令和 2 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域施設機能診断業務 報告書	1 式	令和 2 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農施設整備構想検討業務 報告書	1 式	令和 3 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域施設機能診断業務 報告書	1 式	令和 3 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	1 式	令和 4 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	1 式	令和 5 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農計画及び施設整備構想検討その他業務	1 式	令和 6 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 渡良瀬川沿岸地区邑楽頭首工等耐震照査業務 報告書	1 式	令和 6 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域用水計画 (案) 検討その他業務 報告書	1 式	令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務 報告書	1 式
貸 与 資 料	数 量																																																
事業誌 渡良瀬川 (S59 年 9 月)	1 式																																																
渡良瀬川沿岸地区 工事出来形図面	1 式																																																
調査報告書 渡良瀬川沿岸地質調査 (昭和 42 年 3 月)	1 式																																																
土質調査報告書 渡良瀬川沿岸地区頭首工地質調査 (昭和 46 年)	1 式																																																
昭和 48 年 関東農政局渡良瀬川沿岸農業水利事業 太田頭首工設計業務 報告書(その 1 水利・構造計算書)	1 式																																																
昭和 48 年 関東農政局 渡良瀬川沿岸農業水利業務 太田頭首工設計業務報告書 (その 2, 添付図面)	1 式																																																
昭和 50 年 関東農政局渡良瀬川沿岸農業水利事業 太田頭首工揚水試験業務 報告書	1 式																																																
14_S50 関東農政局 渡良瀬川沿岸農業水利事業 太田頭首工設計業務報告書 (その 1) 水理, 構造計算書	1 式																																																
15_S51 関東農政局渡良瀬川沿岸農業水利事業 太田頭首工地質調査	1 式																																																
16_S51 太田頭首工工事 本体工 (土工～完成) 写真集	1 式																																																
平成 16 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 太田頭首工ほか施設機能診断業務 報告書	1 式																																																
平成 27 年度 国営施設機能保全事業 渡良瀬川沿岸地区長寿命化計画書作成その他業務 報告書	1 式																																																
平成 27 年度 国営施設機能保全事業 渡良瀬川沿岸地区施設耐震診断業務 報告書	1 式																																																
平成 31 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域整備構想検討業務 報告書	1 式																																																
令和 2 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域施設機能診断業務 報告書	1 式																																																
令和 2 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農施設整備構想検討業務 報告書	1 式																																																
令和 3 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域施設機能診断業務 報告書	1 式																																																
令和 3 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	1 式																																																
令和 4 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	1 式																																																
令和 5 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農計画及び施設整備構想検討その他業務	1 式																																																
令和 6 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 渡良瀬川沿岸地区邑楽頭首工等耐震照査業務 報告書	1 式																																																
令和 6 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域用水計画 (案) 検討その他業務 報告書	1 式																																																
令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務 報告書	1 式																																																

項 目	内 容					
(貸与資料等の取扱い) 第 2-5 条 (関連業務) 第 2-6 条 第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条 (機能診断調査内容) 第 3-2 条 (作業の留意点) 第 3-3 条	<table><tr><td>令和 7 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 太田頭首工等付帯施設耐震照査その他業務 報告書</td><td>1 式</td></tr></table>	令和 7 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 太田頭首工等付帯施設耐震照査その他業務 報告書	1 式			
	令和 7 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 太田頭首工等付帯施設耐震照査その他業務 報告書	1 式				
	第 2-1 条、第 2-4 条に示す適用する図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 適用する図書は、設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。 (4) 上記記載資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。					
	本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果とすること。					
	<table><tr><th>業務名</th><th>業務実施期間</th></tr><tr><td>令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務</td><td>R8. 6. 25～R9. 3. 3</td></tr></table>		業務名	業務実施期間	令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務	R8. 6. 25～R9. 3. 3
	業務名	業務実施期間				
	令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務	R8. 6. 25～R9. 3. 3				
	本業務における作業項目及び数量は、別紙 2 【作業項目内訳表】及び別紙 3 【現地調査一覧表】に示すとおりである。					
	機能診断調査の詳細は次のとおりである。 なお、詳細数量については別紙 3 【現地調査一覧表】による。また、作業は施設管理者と調整の上で行う。 (1) 現地調査（現地踏査） 事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査（定点調査）を行う調査地点、調査項目等を決定する。 (2) 現地調査（定点調査） 土木施設の現地調査については農業水利施設の機能保全の手引きによるものとし、現地踏査により決定した調査地点において、目視を行い、変状等を定量的に把握（ひび割れ・欠損・変形等計測、周辺観察等含む）するとともに、スケッチを作成する。					
	業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 第 2-1 条、第 2-4 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が所有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (2) 作業にあたっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、作業の円滑な推進に努めることとする。 (3) 現地作業を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。 (4) 立入許可が必要な施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員と日程調整を行うものとする。 (5) この業務に必要な測定器・器具等は、受注者の負担で用意しなければならない。 (6) 現地調査にあたっては、施設に損傷等を与えないよう十分留意して行うものとし、現地作業において施設損傷等を与えた場合は、受注者の責任において復旧するものとする。					

項 目	内 容
(業務写真における 黒板情報の電子化) 第 3-4 条	(7) 貸与を受けた調査器具等物品については、盗難防止等の管理を徹底するものとし、不測の事態が生じた際は速やかに監督職員に連絡・調整するものとする。 (8) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (9) 機能診断調査の実施に際し、調査数量に変更が生じた場合、また、水替え工、壁面清掃、産業廃棄物処理、高所作業に係る仮設等が必要となった場合は、監督職員と協議することとする。 (10) 当該業務で実施する機能保全対策の検討及び耐震対策工法の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）、農業水利施設保全補修ガイドブック 2024（（一社）農業土木事業協会発行）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、https://www.nn-techinfo.jp を参照。 ・農業水利施設保全補修ガイドブック 2024 については、https://www.jagree.or.jp/publication/books/no9/ を参照。 ・新技術情報システム（NETIS）は https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS を参照。 (11) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 ・「工事工種の体系化」は https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1)使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 (2)機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3)黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

項 目	内 容
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4-1 条	(4) 写真の納品 受注者は、(3) に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pacauth.php) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。 共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 (1) 打合せ時期 初 回 業務実施計画作成時 第 2 回 中間打合せ（耐震照査に係る基本条件設定及び機能診断調査計画策定段階） 第 3 回 中間打合せ（付帯施設対策検討結果とりまとめ段階） 第 4 回 中間打合せ（機能診断調査結果及び耐震照査結果取りまとめ段階） 最終回 点検・取りまとめ段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-10 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。 (2) 打合せ場所 打合せは WEB 会議により行うことを想定している。
第 5 章 （技術提案書の取扱いについて） 第 5-1 条	技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1-11 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までには履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。 なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。
第 6 章 成果物 (成果物) 第 6-1 条	成果物を共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途 1 部を提出するものとする。 2. 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 3. 要約版 1 部

項 目	内 容
(成果物の提出先) 第 6-2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸 4 7 1 - 6 5 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所
第 7 章 契約変更 (契約変更) 第 7-1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 2-3 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。 (3) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (4) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (5) 第 6-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (6) 履行期間の変更が生じた場合。 (7) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。 (8) 現地調査時の状況確認の結果、調査項目の追加が生じた場合。 (9) 仮設工の必要が生じた場合。 (10) 旅費交通費における宿泊費が確定した場合。 (11) その他
(業務スライドの試行) 第 7-2 条	(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知) URL (「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf」) に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予想することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2) ～ (5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が (2) 、(6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。

項 目	内 容
第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項)	
第 8-1 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。
(再調査)	
第 8-2 条	調査結果が調査目的に合致せず、その原因が受注者に起因すると認められる場合は再調査を命ずることがある。 この場合、変更協議の対象としない。

調査対象施設諸元一覧表

施設名称・対象構造物	施設規模		調査対象			備 考
	構造物の規模	数 量	機能診断	耐震照査	耐震対策検討	
太田頭首工	フローティングタイプ全可動堰					
堰柱	W3.0m×B11.0m×H9.0m	5基	○	○		
操作室(堰柱上部)	W6.6m×B6.6m×H3.5m	5基	○			
魚道	階段式、B=2.0m、L=57.5m、勾配1/12.5	1箇所	○		○	
管理橋	単種活荷重合成桁5連、L=178.9m、W=3.5m	1橋	○		○	
土砂吐ゲート	フラップ付きローラーゲート(B20.0m×H3.15m)	1門		○		
洪水吐ゲート	鋼製ローラーゲート(B35.0m×H2.35m)	3門		○		
取水ゲート	鋼製スライドゲート(B2.85m×H2.0m) 川表・川裏	4門				
取水樋管	鉄筋コンクリート函渠(B2.85m×H2.0m×2連)	48.0m	○		○	
粗粒沈砂池	鉄筋コンクリート函型(全巾13.8m B2.4m×5連) 沈砂池ゲート5基、排砂ゲート1基	1箇所				
排砂樋管	鉄筋コンクリート函渠(B2.25m×H1.8m)	147.6m	○			
管理事務所	鉄筋コンクリート3階建、延床面積352.35m ²	1棟				
水管理施設	親局(管理事務所)、子局1箇所、孫局4箇所	1式				

令和8年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区太田頭首工湧水調査その他業務

〔 作 業 項 目 内 訳 表 〕

【設計業務】

作 業 項 目	作 業 内 容	作業量	備考
1. 準備作業			
1-1. 現地調査	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。	1式	
1-2. 資料の検討	本業務の検討に必要な施設完了時の設計図書、地域特性等に係る資料、貸与資料を収集・整理し、基礎資料とする。	1式	
1-3. 問診調査	施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。	1式	
2. 機能診断調査	太田頭首工土木施設において、前回実施時から年数が経過していることから機能診断調査を行う。 なお、本調査結果については関連業務にて更新する施設整備計画及び長寿命化計画の更新作業へ反映するものとする。		
2-1. 施設機能の検討	資料調査及び問診調査を元に、安全性、水利的な機能及び環境面からの要求機能について整理し、診断の重点を設定するほか、要求機能を満足するための要求性能を設定する。	1式	
2-2. 性能低下要因の推定	事前調査及び現地踏査結果を基に、性能低下の推定を行う。また、環境（水質又は周辺環境）条件による性能低下の可能性があるか推定する。	1式	
2-3. 現地調査（定点調査）計画の作成	事前調査、現地踏査及び施設の影響度等を勘案し、現地調査（定点調査）の範囲・調査地点の密度及び調査手法を設定する。 調査は非かんがい期（11月1日～5月31日）に実施する。	1式	
2-4. 健全度評価	調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。	1式	
2-5. 性能低下予測	性能低下要因推定結果、健全度判定結果等を踏まえ、現況施設の性能判定を行うとともに、性能管理指標を選定し、現地条件に適合する性能低下予測手法により、性能低下予測を行う。	1式	
2-6. 機能保全対策の検討	既往の機能保全計画を基に、施設別に現地状況に適合する対策工法を複数選定し、選定された対策工法・実施時期・実施範囲を組み合わせて対策シナリオを複数作成し、機能保全対策の見直しを行う。	1式	
2-7. 農業水利ストック情報データの 入力及び登録	上記の作業において作成した資料により農業水利ストック情報データベースの入力及び登録を行う。	1式	
3. 湧水調査	令和6年度に実施した湧水調査結果を踏まえ、下流エプロンに湧出している湧水における浸透流解析を実施し、パイピングに対する安全性を検討する。 解析にあたっては、現場特性に応じて有限要素法（FEM）や図式解決（流線網）等による浸透解析等の解析手法を選定し、モデルを作成するものとする。	1式	
4. 耐震照査	令和5年度に設定した太田頭首工地点におけるレベル1地震動、レベル2地震動タイプⅠ（プレート境界型）及びレベル2地震動タイプⅡ（内陸直下型）を用いて、代表堰柱（第3堰柱及び第4堰柱）を除く堰柱毎（計3堰柱）において、次の構成要素別に保持すべき性能における耐震照査を実施する。 ①堰柱 ②洪水吐きゲート ③土砂吐けゲート	1式	
5. 耐震対策の検討	令和6、R7年度に実施した以下の頭首工付帯施設の耐震照査結果を踏まえ、仮設計画を含めた対策工法の検討を行い、概算事業費を算定する。 ①魚道 ②取水工 ③管理橋	1式	
6. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1式	
7. 点検・取りまとめ	上記各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1式	

令和8年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区太田頭首工湧水調査その他業務

〔 現 地 調 査 一 覧 表 〕

【調査業務】(太田頭首工)

作 業 項 目	規格	作業条件	数量	備考
1. 現地踏査	コンクリート重力式 フローティングタイプ 全長134m	遠隔目視 (堰柱、導流壁、巻上機室、取水工(取水工・樋管)、魚道、エプロン(堆砂範囲を除く。)、護床工、護岸工、橋台、管理橋、排砂管路)	11施設	
2. 現地調査(定点調査)				
(1)近接目視			1式	
1)堰柱		5堰柱	240m2	
2)導流壁		下流側×3箇所(P2、P3、P4)	310m2	
3)巻上機室		5堰柱	720m2	
4)取水工		取水工・樋管	330m2	
5)魚道			110m2	
6)エプロン		堆砂範囲を除く2径間(P1-P2間、P2-P3間を想定)。	650m2	
7)護床工		堆砂範囲を除く(P1-P2間を想定)。	460m2	
8)護岸工		左右岸上下流	1020m2	
9)橋台			50m2	
10)管理橋		合成桁、As舗装	450m2	
11)排砂管路			120m2	
(2)コンクリート強度推定調査	JIS A 1155 コンクリートの反発度の測定 方法(リバウンドハンマー)	打撃点 5cm間隔 堰柱:2箇所*5堰柱=10か所 取水工:2箇所 巻上機室外壁:1箇所*5堰柱=5箇所	17箇所	
(3)コンクリート供試体採取	φ100mm	堰柱:1か所*5堰柱 取水工:1か所	6箇所	
(4)コンクリート供試体採取 採取部埋戻し	φ100mm 無収縮モルタル		6箇所	
3. 室内試験				
(1)圧縮強度試験	JIS A 1107 準拠 φ100mm		6試料	試料加工を含む
(2)中性化試験	フェノールフタレイン法 JIS A 1152		6試料	